

新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律案の概要

資料 1

改正の趣旨

- 現下の新型コロナウイルス感染症に係る対策の推進を図るため、「まん延防止等重点措置」を創設し、営業時間の変更の要請、要請に応じない場合の命令等を規定し、併せて事業者及び地方公共団体等に対する支援を規定するとともに、新型コロナウイルス感染症を感染症法において新型コロナウイルス感染症と位置付け、所要の措置を講ずることができることとし、併せて宿泊療養及び自宅療養の要請について法律上の根拠を設ける等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部改正

- ① 特定の地域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるまん延を防止するため、「まん延防止等重点措置」を創設し、営業時間の変更等の要請、要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合の過料を規定する。【第31条の4から第31条の6まで、第80条関係】
- ② 緊急事態宣言中に開設できることとされている「臨時の医療施設」について、政府対策本部が設置された段階から開設できることとする。
- ③ 緊急事態宣言中の施設の使用制限等の要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合の過料を規定する。【第31条の2関係】
- ④ 事業者及び地方公共団体に対する支援【第63条の2、第70条関係】 【第45条、第79条関係】
 - 国及び地方公共団体は、事業者に対する支援に必要な財政上の措置、医療機関及び医療関係者に対する支援等を講ずるものとする。
 - 国は、地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- ⑤ 差別の防止に係る国及び地方公共団体の責務規定を設ける。【第13条関係】
- ⑥ 新型コロナウイルス等対策推進会議を内閣に置くこととする。【第70条の2から第70条の10まで関係】

2. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部改正

- ① 新型コロナウイルス感染症を「新型コロナウイルス感染症」として位置付け、同感染症に係る措置を講ずることができることとする。【第6条第7項関係】
- ② 国や地方自治体間の情報連携【第12条から第15条まで関係】
 - 保健所設置市・区から都道府県知事への発生届の報告・積極的疫学調査結果の関係自治体への通報を義務化し、電磁的方法の活用を規定する。
- ③ 宿泊療養・自宅療養の法的位置付け【第44条の3・検疫法第16条の2関係】
 - 新型コロナウイルス感染症・新感染症のうち厚生労働大臣が定めるものについて、宿泊療養・自宅療養の協力要請規定を新設する。また、検疫法上も、宿泊療養・自宅待機その他の感染防止に必要な協力要請を規定することとする。
- ④ 入院勧告・措置の見直し【第26条・第72条関係】
 - 新型コロナウイルス感染症・新感染症のうち厚生労働大臣が定めるものについて、入院勧告・措置の対象を限定することを明示する。
 - 入院措置に応じない場合又は入院先から逃げた場合に罰則を科することとする。
- ⑤ 積極的疫学調査の実効性確保のため、新型コロナウイルス感染症の患者等が質問に対して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は正当な理由がなく調査を拒み、妨げ若しくは忌避した場合に罰則を科することとする。【第77条関係】
- ⑥ 緊急時、医療関係者・検査機関に協力を求められること、正当な理由なく応じなかったときは勧告、公表できることを規定する。【第16条の2関係】 等

施行期日

公布の日から起算して10日を経過した日(ただし、1⑥は令和3年4月1日)

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案の概要

第一 特措法関係

1. 「まん延防止等重点措置」の創設【第 31 条の 4 から第 31 条の 6 まで関係】

- (1) 政府対策本部長は、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるまん延を防止するため、「まん延防止等重点措置」を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるときは、措置を実施すべき期間、区域（基本的に都道府県単位を想定）等を公示する。
- (2) 「まん延防止等重点措置」の区域に係る都道府県知事は、感染の状況等を考慮して都道府県知事が定める期間及び区域（区画や市区町村単位等）において、感染の状況について政令で定める事項を勘案して措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等の措置を要請（※）することができることとする。また、当該者が正当な理由なく要請に応じないときは、まん延を防止するため特に必要があると認める時に限り、命令できることとする。要請又は命令をしたときはその旨を公表できることとする。
※ 都道府県知事は、要請又は命令を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、あらかじめ、専門家の意見を聴かなければならないことを規定
- (3) 「まん延防止等重点措置」の区域に係る都道府県知事は、住民に対し、(2)の要請に係る営業時間以外の時間に対象となる業態に属する事業を行う場所にみだりに出入りしないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができることとする。
- (4) 政府対策本部長は、総合調整によっても都道府県知事による(2)(3)等の措置が実施されない場合、特に必要があると認めるときは、「まん延防止等重点措置」の区域に係る都道府県知事に対し必要な指示をすることができることとする。
- (5) 都道府県知事は、当該都道府県を「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域とすることや期間の延長等について公示を行うよう国に要請できることとする。

2. 臨時の医療施設【第 31 条の 2 等関係】

現行法では緊急事態宣言中に開設できることとされている「臨時の医療施設」について、政府対策本部が設置された段階から開設できることとする。

※ 私人の土地を使用する場合は、同意がある場合のみ。同意なく使用できるのは、引き続き緊急事態宣言中のみ。

3. 緊急事態措置の見直し【第 45 条関係】

第 45 条第 2 項の要請に正当な理由なく応じないときは、まん延を防止するため特に必要があると認める時に限り、命令できることとする。

※ 同条第 3 項の「指示」を「命令」に改正する。

4. 事業者及び地方公共団体に対する支援【第 63 条の 2 及び第 70 条第 2 項関係】

- (1) 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等及びまん延の防止に関する措置が事業者の経営及び国民生活に及ぼす影響を緩和し、国民生活及び国民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者に対する支援に必要な財政上の措置その他の必要な措置を効果的に講ずるものとする。
- (2) 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいて医療の提供体制の確保を図るため、新型インフルエンザ等対策に協力する医療機関及び医療関係者に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 国は、新型インフルエンザ等対策に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置等を講ずるものとする。

5. 差別の防止に係る国及び地方公共団体の責務【第 13 条第 2 項関係】

国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等に起因する差別的取扱い等が行われるおそれが高いことを考慮して、新型インフルエンザ等の患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族等の人権が尊重され、何人も新型インフルエンザ等に起因する差別的取扱い等を受けることのないようにするため、実態の把握、相談支援、広報その他の啓発活動を行うものとする。

6. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象の見直し【第 14 条第 1 項及び第 2 条第 1 号関係】

指定感染症のうち、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速にまん延するおそれがあるものについて、特措法の対象に含めることとする。

7. 罰則等【第 72 条、第 79 条から第 81 条まで関係】

- (1) 3 の命令に違反した場合は 50 万円以下、1 (2) の命令に違反した場合は 30 万円以下の過料を規定する。
- (2) 都道府県知事は、1 (2) 又は 3 の命令の施行に必要な限度において、立入検査・報告徴収ができることとし、これを拒否等した場合の 20 万円以下の過料を規定する。

8. その他【第 70 条の 2 から第 70 条の 10 まで関係】

- (1) 新型インフルエンザ等対策有識者会議を「新型インフルエンザ等対策推進会議」として特措法上に位置付ける。

第二 感染症法等関係

1. 新型コロナウイルス感染症の法的位置付け【感染症法第6条第7項（・検疫法）関係】
「新型インフルエンザ等感染症」に「新型コロナウイルス感染症」及び「再興型コロナウイルス感染症」を追加し、指定感染症の期限経過後（感染症法：令和4年1月31日、検疫法：同年2月13日）も、必要な対策を講ずることができるようにする。

2. 国や地方自治体間の情報連携【感染症法第12条から第15条まで関係】

(1) ①保健所設置市・区から都道府県知事への発生届の報告、②積極的疫学調査の結果の関係自治体への通報を義務化する。

(2) 医師の発生届・都道府県知事等からの積極的疫学調査の結果の報告等について、電磁的な方法（HER-SYS）を活用できることを規定する（※）。

※ 同一情報を国、都道府県等が閲覧できる状態に置いたときは、届出等があったものとみなす。

3. 宿泊療養等の対策の実効性の確保

医療資源の重点化を図るとともに、対策の実効性を確保するため、(1)～(3)の措置を講ずる。

(1) 宿泊療養・自宅療養の法的位置付け【感染症法第44条の3、検疫法第16条の2等関係】
新型インフルエンザ等感染症・新感染症のうち厚生労働大臣が定めるものについて、

① 都道府県知事等による宿泊療養・自宅療養の協力要請規定を新設する。

② 都道府県知事等による食事の提供・日用品の支給等や市町村長との連携の努力義務規定を新設する。

③ 都道府県知事の宿泊施設の確保の努力義務規定を新設する。

※ 検疫法も、検疫所長による宿泊療養・自宅待機その他の感染防止に必要な協力要請を規定。

(2) 入院勧告・措置の見直し【感染症法第26条第2項、第37条第3項、第72条第1号等関係】

① 新型インフルエンザ等感染症・新感染症のうち厚生労働大臣が定めるものについて、入院勧告・措置の対象を次の者に限定することを明示（※）。

(ア) 病状が重い者、重篤化するおそれのある者等

(イ) 宿泊療養等の協力の求めに応じない者（入院費用の自己負担徴収可）

※ 新型コロナウイルス感染症については、現行も政省令により同様の対象者としている。

② 入院措置に応じない場合又は入院先から逃げた場合の1年以下の懲役又は100万円以下の罰金を規定する。

(3) 積極的疫学調査等の実効性の確保【感染症法第77条第3号、第44条の3第3項、第15条第4項等関係】

① 積極的疫学調査について、新型インフルエンザ等感染症の患者等（※）が、質問に対して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は正当な理由がなく調査を拒み、妨げ若しくは忌避した場合の50万円以下の罰金を規定する。

※ 感染拡大防止のために必要最小限の範囲とする等の観点から、次の範囲とする。

- ・一類感染症の患者、疑似症患者、無症状病原体保有者
- ・二類感染症の患者、二類感染症のうち政令で定めるものの疑似症患者
- ・新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの、無症状病原体保有者
- ・新感染症の所見のある者

- ② 新型インフルエンザ等感染症の患者、新感染症の所見のある者、これらの感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者について、都道府県知事等による健康状態の報告の求めに応じる義務（罰則なし）を規定する（従来は努力義務）。
- ③ 行政検査を行うに当たって、都道府県知事等は、無症状者を含む患者の迅速な発見のため、感染症の性質、地域の感染状況、感染症が発生している施設・業務等を考慮することを明示する。

4. 国と地方自治体の役割・権限の強化等

(1) 調査・研究の推進【感染症法第 56 条の 39 関係】

感染症に関する調査研究の推進を図るため、次の規定を整備する。

- ①国は、感染症の発病の機構等、病原体等に関する調査・研究を推進する。
- ②厚生労働大臣は、①の成果を適切な方法により研究者等に対して積極的に提供する。
- ③厚生労働大臣は、①②の事務を国立国際医療研究センター等に委託できる。

(2) 国・地方自治体の権限の強化【感染症法第 63 条の 2 第 2 項、第 22 条の 3、第 16 条の 2 等関係】

- ① 新型インフルエンザ等感染症・新感染症に関し、厚生労働大臣の都道府県知事等への指示権限について、現行認められている緊急の必要があると認めるときのほか、都道府県知事等が感染症法・感染症法に基づく政令の規定に違反し、又はこれらの規定に基づく事務の管理・執行を怠っている場合にも必要な指示ができることとする（法定受託事務に限る。）。
- ② 都道府県知事は、感染症指定医療機関が不足するおそれがある場合等に、保健所設置市長等、医療機関その他の関係者に対し、入院等の総合調整を行うこととする。
- ③ 厚生労働大臣・都道府県知事等は、緊急の必要があると認めるときは、医療関係者・民間等の検査機関に必要な協力を求めることができることとし（※）、当該協力要請に正当な理由がなく応じなかったときは勧告することができる（正当な理由がなく勧告に従わない場合は公表可）こととする。

※ 現行法上も、医療関係者への協力要請については規定があるため、これを存置。

(3) その他【感染症法第 9 条関係】

厚生労働大臣が定める基本指針の見直しについて、医療計画とあわせるため、「5 年ごと」から「6 年ごと」に改めることとする。

第三 施行期日

公布の日から起算して 10 日を経過した日（第一の 8 は令和 3 年 4 月 1 日）